

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月13日
【四半期会計期間】	第21期第2四半期(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)
【会社名】	アビックス株式会社
【英訳名】	AVIX, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 熊崎友久
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1
【電話番号】	(045) 670-7711 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部本部長 桐原威憲
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1
【電話番号】	(045) 670-7711 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部本部長 桐原威憲
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第20期 第2四半期 累計期間	第21期 第2四半期 累計期間	第20期 第2四半期 会計期間	第21期 第2四半期 会計期間	第20期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高 (千円)	434,781	360,574	222,619	197,737	925,320
経常損失( ) (千円)	277,866	129,452	144,936	55,494	419,062
四半期(当期)純損失 ( ) (千円)	303,809	114,505	166,154	55,741	880,525
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)			522,975	740,262	522,975
発行済株式総数 (株)			50,315	164,677	50,315
純資産額 (千円)			378,793	108,945	211,124
総資産額 (千円)			2,731,153	1,515,995	1,888,510
1株当たり純資産額 (円)			7,266.05	661.57	4,196.06
1株当たり四半期 (当期)純損失金額 (円)	6,038.14	993.04	3,302.28	338.49	17,500.26
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)					
1株当たり配当額 (円)					
自己資本比率 (%)			13.4	7.2	11.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	237,802	32,652			5,565
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	114,673	31,347			5,765
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	28,628	215,131			151,842
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)			419,759	157,313	373,748
従業員数 (名)			36	24	28

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
- 4 従業員数は、就業人員数を表示しております。
- 5 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は潜在株式は存在しますが、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。  
また、主要な会社関係についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(名)	24
---------	----

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第2四半期会計期間における生産実績を製品種別に示すと、次のとおりであります。

区分	第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	
	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
サイバービジョン(屋外)	6,655	68.3
その他情報機器	22,985	253.6
合計	29,641	4.1

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
 2 上記の金額には、工事加工費が含まれております。

#### (2) 受注実績

当社は、一部受注生産しておりますが、基本的には代理店、ユーザー等から入手する設備投資情報に基づく見込生産を行っているため、記載を省略しております。

#### (3) 販売実績

当第2四半期会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

なお、当第1四半期会計期間より、従来の事業区分から「アセット事業」を区分表示することに変更しております。

区分	第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	
	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
(情報機器事業収入)	61,965	35.5
サイバービジョン(屋外)	27,795	63.4
その他情報機器	34,170	93.5
(運営事業収入)	105,175	5.6
コンテンツ収入	62,691	1.1
メンテナンス収入	39,217	16.8
広告媒体収入	2,767	29.8
その他	500	286.4
(アセット事業)	30,596	18.6
レンタル収入等	23,557	1.3
ix-board	7,039	264.7
合計	197,737	11.2

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第2四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社マルハン	59,905	26.9	82,204	41.6

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業等のリスク】

### (1) 重要な営業損失、経常損失、四半期純損失について

当第2四半期会計期間においては、一部の経済指標において好転が見られるものの、依然として世界経済の減速や金融危機の深刻化、株式市場の低迷なども絡み、景況は不安を残す状況であり、当社の主力事業であるデジタルサイネージに対する投資について大きな影響が生じました。このような状況の中でも、安定収益を基盤とする経営体質への抜本的な転換を進め、ローコスト体質の継続、安定収益事業の拡大を実施し、収益基盤の転換が見られました。しかしながら、第2四半期会計期間末においては、抜本的な転換は計画どおり進捗しているものの、経済環境の影響を大きく受ける情報機器事業の売上による当社損益への影響は依然として存在しており、当該経済環境から売上高は低調なものとなりました。これらの状況から、当第2四半期会計期間末においても重要な営業損失、経常損失及び四半期純損失を計上する状況を解消できていないことから、継続企業の前提に関する重要な疑義が生じております。

当社といたしましては、この状況を解消するために、引続き安定収益を確保できる運営事業、アセット事業を主軸に置き、収益基盤の転換を進めていくことで、長期的に収益を計上できる企業体質への改革を実施してまいります。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営成績の分析

当第2四半期会計期間におけるわが国の経済は、一部の経済指標において好転が見られるものの、依然として世界経済の減速や金融危機の深刻化、株式市場の低迷なども絡み、景況は不安を残す状況の中推移しました。

このような経済環境は当社の主力事業であるデジタルサイネージと関連の深い企業広告にも影響を与えております。また、現状における当社事業の中心的市場であるパチンコホール業界においては、大型投資を先送りする姿勢は引続き顕著であり、投資抑制傾向は強い状況となっております。

このような環境下、当社は新しいプロモーションメディアであるデジタルサイネージに係る事業を主力事業とし、LED表示機、LCD、PDPを中心とした映像看板の普及に注力するとともに、映像コンテンツの配信、レンタルおよびix-board（デジタルプロモーションサービス事業であり、3年～6年に亘り月額使用料にて機器を利用できるサービス事業）などの安定収益事業の展開を図ってまいりました。また、経済環境の変化に対応し、安定収益事業を中心とした経営方針の抜本的な改革に着手しております。

LED表示機等の製造・販売を行う情報機器事業につきましては、先述の通りの事業環境であり、全般的に大型の投資に対する抑制傾向は強く、当第2四半期会計期間の実績は、低調なものにとどまりました。

一方、運営事業は映像コンテンツ、メンテナンス共に業容は拡大しており、主力事業として展開しており

ます。映像コンテンツは、映像年間契約に加え、スポット的な制作依頼を引続き受注しており、メンテナンスにおいては、営業強化の戦略により、大きく成果を出してまいりました。

以上の結果、当第2四半期会計期間の売上高は197,737千円（前年同四半期比11.2%減）、営業損失55,679千円（前年同四半期は営業損失141,433千円）、経常損失55,494千円（前年同四半期は経常損失144,936千円）、四半期純損失55,741千円（前年同四半期は四半期純損失166,154千円）となり、当第2四半期累計期間の売上高は360,574千円（前年同期比17.1%減）、営業損失126,500千円（前年同期は営業損失270,541千円）、経常損失129,452千円（前年同期は経常損失277,866千円）、四半期純損失114,505千円（前年同期は四半期純損失303,809千円）となりました。

## （2）財政状態の分析

### 資産

当第2四半期会計期間末における資産合計は前事業年度末に比べ372,515千円減の1,515,995千円となりました。

流動資産は、前事業年度末比324,604千円減の985,272千円となりました。その主な要因は、有利子負債の返済により、現金及び預金が減少（前事業年度末比246,503千円減）したことによるものです。

固定資産は、前事業年度末比47,910千円減の530,722千円となりました。その主な要因は、レンタル資産の償却による有形固定資産の減少（前事業年度末比46,721千円減）によるものです。

### 負債

負債合計は、前事業年度末比692,585千円減の1,407,050千円となりました。その主な要因は、DES（デット・エクイティ・スワップ）による新株予約権付社債の減少（前事業年度末比400,000千円減）と有利子負債の返済（前事業年度末比262,726千円減）によるものです。

### 純資産

純資産合計は、前事業年度末比320,070千円増の108,945千円となっております。その主な要因は、第三者割当による増資（資本金、資本準備金それぞれ217,287千円増）と四半期純損失の計上（114,505千円）等によるものです。

## （3）キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物は、第1四半期会計期間末に比べ144,460千円減少し、当第2四半期会計期間末には157,313千円となりました。

当第2四半期会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期会計期間における営業活動による資金は、税引前四半期純損失55,494千円、売上債権の減少29,941千円があったものの減価償却費31,395千円、たな卸資産の減少額38,660千円、未収消費税の減少額35,090千円等により、28,993千円の収入（前年同四半期183,274千円の支出）となりました。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期会計期間における投資活動による資金は、定期預金の払戻による収入等により、30,479千円の収入（前年同四半期は138,054千円の収入）となりました。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期会計期間における財務活動による資金は、有利子負債の返済による支出等により203,933千円の支出（前年同四半期146,151千円の支出）となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期会計期間の研究開発費の総額は655千円であります。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因および経営戦略の現状と見通し

生活環境の変化等により家庭にいる時間が少なくなり、屋外で過ごす時間が長くなる中、OOH（アウトオブホーム）と呼ばれる屋外媒体が注目されてきております。当社は、このOOHの流れを追い風として、看板を映像化しタイミングよく放映することで、集客と売上アップを図ることを事業の目的にしています。パチンコホールにおいてはこの広告手法は完全に普及しており、当社顧客基盤のコアとなっております。

しかしながら、パチンコホール業界は平成19年に法改正による「パチスロ5号機問題」（みなし機を含む認定切れ機の撤去・入替え問題）を契機として事業環境が悪化し、出店等の投資意欲は一部で減退する事態となり、映像看板の導入も手控える動きも一部で始まっております。

これに対し、当社は次のような経営戦略を具体化し、展開しております。

大手パチンコホールへの特化

当社の顧客であるパチンコホールはもともと大手・中堅クラスに集中しておりましたが、その傾向を一層強め、投資意欲が引き続き旺盛な大手優良パチンコホールに特化した営業を行っております。屋外ビジョンだけでなく、室内ビジョンや映像、メンテナンスなど総合営業を展開することで効率的に商材確保を図っており、当期についてもパチンコホールに対する売上の大きな落ち込みはない見込みであります。

「ix-board」の投入による顧客基盤の拡大と安定収益の増大

パチンコホール以外の業態にも顧客基盤の裾野を広げるため、当社が特許を有するポールビジョンの小型モデルで通信機能を組み込んだ「ix-board」を開発し、投入いたしました。ユーザーの導入コストを抑えるため、機材の販売ではなく、「ix-board」を利用した集客と売上アップのためのサービス（デジタルプロモーションサービス）を提供し、契約期間5年程度で月額利用料を頂戴するシステムとしております。

初年度である当期は徐々に台数が積み上がっていくと見込まれるため、当期の収益に対する寄与は限定的になりますが、翌期以降はフルに安定収益として計上される見込みです。設置台数を早期に拡大し、映像コンテンツとともに安定収益の増大を図ります。

スポーツ・イベント市場の開拓

前期より本格進出を果たしたスポーツ・イベント市場は、取替時期に入っている野球スタジアムの大型ビジョンからサッカー、バスケットボール、バレーボール、水泳、卓球など裾野は広く、LEDビジョンを活用した演出・広告は今後さらに拡がりを見せるものと予想されます。当社製品は、薄型、軽量、拡張性といった特性によって高く評価されていることに加え、映像を含めた運営能力でも信頼を得られつつあるため、販売だけでなく短期レンタルでも強い引き合いがあります。運営会社やエンジニアリング会社とアライアンスを組むことで、今後も一定の商材を獲得できると予想しております。

デジタルサイネージ市場における地位の確立

今後急速に拡大していくデジタルサイネージのマーケットにおいて当社が業績を上げていくためには、早急に事業基盤を拡大していくことが必要であり、当社における映像コンテンツなどの運営事業、

新小型看板（ix-board）などのアセット事業を含むデジタルサイネージ業界全般での事業拡大が必要な状況であります。

そのためには、製品ラインナップの充実、当社の主力マーケットであるパチンコホール業界以外の小売店舗業界への営業力の強化、全国規模でのメンテナンス施工体制の更なる強化を進めていく必要がある中、以前より、デジタルサイネージ業界における情報交換、および案件紹介などの協力関係にあった日商エレクトロニクス株式会社との業務提携が急務であると考えておりました。当社が事業拡大に必要と考える、社会信用力、システム構築力、技術力、サポート力を強みとして有する日商エレクトロニクス株式会社との提携は、当社の強みであるデジタルサイネージ業界におけるノウハウを最大限に発揮できるものであり、今後業界での確固たる地位を築けるものと考えております。

また、日商エレクトロニクス株式会社との業務提携の一環として資本提携を行うことにより、さらに強固な関係を築くことができると考えております。

## （7）重要事象等の分析

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、継続企業の前提に関する重要な疑義が生じております。

当社といたしましては、この状況を解消するために、引続き安定収益を確保できる運営事業、アセット事業を主軸に置き、収益基盤の転換を進めていくことで、長期的に収益を計上できる企業体質への改革を実施してまいります。

具体的な施策につきましては、平成20年11月7日付で「アビックスリニューアルプラン」を策定、実施しており、当該プランの進捗状況は計画どおりに進捗しております。

なお、「アビックスリニューアルプラン」の進捗及び今後の展開は、以下のとおりであります。

### 1. 事業の集中による経費の削減

当社は、前期において、事業の集中による組織変更とそれに伴う人員の削減を実施いたしました。当期においては、引続きローコスト体質を維持していくことで、利益に寄与してまいります。

### 2. 安定的に収益を確保するための収益構造の改革

既存設置顧客へのより一層充実した映像ソフトサービスの提供

映像年間契約に基づく映像コンテンツ配信により、安定的に収益を確保し、売上も好調に推移している中で、契約顧客だけに限らず、今後も引き続き、新たなジャンルの映像コンテンツを提供していくことで増収につなげてまいります。

メンテナンス営業の強化

現在までに設置された当社の製品がメンテナンス時期に入り始めたことから、消耗品などの交換や定期メンテナンスなどの提案型営業を積極的に行い、サービスの向上を図ることで、今後の増収につなげてまいります。

レンタル部門の営業力強化

スポーツシーンやイベント会場などで、LEDをはじめとする映像機器の需要が高まっています。引き合い案件も増大しているため、営業部門へ統合し営業力を強化することで、今後の増収につなげてまいります。

ix-boardの拡大展開

新製品のix-boardは、月額使用料でご利用頂ける小型モデルであり、パチンコホール業界だけでなく、その他の一般的な業界においても導入いただけるものとなっております。そのため、引き続き当社安定収益事業の重要な位置づけとして、営業活動を強化してまいります。

### 3. キャッシュ・フローを意識した業務改善により営業キャッシュ・フローを好転させ、有利子負債の削



減、財務体質の健全化を推進いたします。

なお、第5 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項 重要な後発事象に記載のとおり、平成21年10月28日開催の取締役会において、第三者割当による新株式発行及び新株予約権付社債の発行について決議し、同日付にて、割当先である日商エレクトロニクス株式会社と資本提携及び業務提携契約を締結いたしました。これにより、今後の事業基盤の拡大や財務基盤の強化が図られ、今後の当該計画遂行にも大きく寄与するものと考えております。

以上のように、当社は、引き続き将来的に安定した収益の確保が可能となるよう、計画の達成に努めてまいります。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間に以下の設備を取得いたしました。

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		工具、器具 及び備品	レンタル資産	リース資産	合計	
本社 (横浜市西区)	工具、器具及び備品、 レンタル資産、 リース資産	184	3,032	596	3,813	24

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

当第2四半期会計期間に以下の設備を売却いたしました。

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		工具、器具 及び備品	レンタル資産	リース資産	合計	
本社 (横浜市西区)	レンタル資産	-	4,920	-	4,920	24

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期会計期間において、前四半期会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について重要な変更並びに設備計画の完了はありません。また、当第2四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000
計	600,000

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	164,677	164,677	ジャスダック 証券取引所	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式であ り、単元株制度は採用しており ません。
計	164,677	164,677		

(注)発行済株式のうち101,207株は現物出資(新株予約権付社債384,586千円)によるものであります。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### 新株予約権付社債

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権付社債

(イ)平成18年11月13日開催取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権付社債の残高	200百万円
新株予約権の数	2個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)1,2,4	3,236株
新株予約権の行使時の払込金額	61,800円
新株予約権の行使期間	平成19年1月1日から 平成23年11月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(注)2,4	発行価格 61,800円 資本組入額 30,900円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債と本新株予約権のうち的一方のみを譲渡することはできない。

<p>代用払込みに関する事項</p>	<p>本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の満期日である平成23年11月30日の償還価額と同額とします。 ただし、交付株式数に転換価額61,800円を乗じた額（ただし、転換価額の調整が行われた場合は調整後の転換価額）を乗じた額が、行使請求する本新株予約権に係る本社債の満期日の償還価額を下回る場合には、本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る当該差額部分を除いたものとし、この場合の当該本社債の価額は当該本社債の満期日の償還価額から当該価額を差し引いた額とします。</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>(注)5</p>

(注1) 新株予約権の目的となる株式の数は、社債の払込金額の総額を、新株予約権行使時の払込金額で除して得られる最大整数とし、1株未満の端数が生じた場合は現金による精算を行います。

(注2) 当社は、次に定めるとおり、新株予約権付社債の転換価額の調整を行う。

新株予約権付社債の発行後、下記 に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

( ) 下記 ( ) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、下記 ( ) 記載の証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は下記 ( ) 記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする、以下同じ。）の翌日以降、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

( ) 当社普通株式について株式分割又は株式無償割当てを行う場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

( ) 下記 ( ) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式、当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）、又は行使することにより当社普通株式若しくは当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される証券（権利）又は新株予約権（以下「取得請求権付証券等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして（当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして）転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付証券等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付証券等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして（当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式

式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして）上記 に定める転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

（ ）上記 （ ）乃至（ ）の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 （ ）乃至（ ）にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については、下記（注3）の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、下記（注4）の規定に従って現金による精算を行う。

（ ） 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

（ ） 上記 に定める転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、上記 （ ）の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社ジャスダック証券取引所（当社普通株式の株式会社ジャスダック証券取引所への上場が廃止された上で、当社普通株式が他の証券取引所に上場される場合には、当該他の証券取引所（当該他の証券取引所が複数の場合には、当社普通株式の普通取引の出来高等を考慮して、当社が最も合理的に適切と判断し、本新株予約権付社債の社債権者の同意を得た証券取引所））における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

（ ） 上記 に定める転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、又、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。又、上記 （ ）の株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

上記 の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、合理的に必要な転換価額の調整を行う。

（ ） 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

（ ） その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

（ ） 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

#### （注3）株券の交付方法

当社は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。

（注4）（注2）（ ）に定める1株未満の端数が生じた場合は、調整前転換価額から調整後転換価額を減じた額に調整前転換価額により同（ ）に定める期間内に交付された株式数を乗じた額から同（ ）の規定に従い交付する株式数に調整後転換価額を乗じた額を差し引いた額を、行使請求する本新株予約権に係る本社債の償還金として、追加で支払う。

（注5）当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権で、以下の から までの内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は再編対象会社に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、当該本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割を行う場

合は、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付し、再編対象会社が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編成対象会社の承継新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債にかかる本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

承継新株予約権の目的たる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

承継新株予約権の目的たる再編成対象会社の株式の数

当該組織再編成行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の転換価額を（注2）に準じた調整を行ったうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。なお、組織再編成行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、（注2）の調整に準じた調整を行う。

承継新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額

交付される各承継新株予約権の行使に際して出資する目的とされる財産は、当該各承継新株予約権に係る本社債とし、当該各社債の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める価額と同額とする。

承継新株予約権の行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(口)平成18年11月13日開催取締役会決議

	第2 四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権付社債の残高 (注)5	300百万円
新株予約権の数 (注)5	3個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (注)1,2,4,5	4,854株
新株予約権の行使時の払込金額	61,800円
新株予約権の行使期間	平成20年12月1日から 平成23年11月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (注)2,4	発行価格 61,800円 資本組入額 30,900円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債と本新株予約権のうち的一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の満期日である平成23年11月30日の償還価額と同額とします。 ただし、交付株式数に転換価額61,800円を乗じた額（ただし、転換価額の調整が行われた場合は調整後の転換価額）を乗じた額が、行使請求する本新株予約権に係る本社債の満期日の償還価額を下回る場合には、本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る当該差額部分を除いたものとし、この場合の当該本社債の価額は当該本社債の満期日の償還価額から当該価額を差し引いた額とします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)

(注1) 新株予約権の目的となる株式の数は、社債の払込金額の総額を、新株予約権行使時の払込金額で除して得られる最大整数とし、1株未満の端数が生じた場合は現金による精算を行います。

(注2) 当社は、次に定めるとおり、新株予約権付社債の転換価額の調整を行う。

新株予約権付社債の発行後、下記 に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

( ) 下記 ( ) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、下記 ( ) 記載の証券(権利)の取得と引換え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は下記 ( ) 記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

( ) 当社普通株式について株式分割又は株式無償割当てを行う場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

( ) 下記 ( ) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式、当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は行使することにより当社普通株式若しくは当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、発行される証券(権利)又は新株予約権(以下「取得請求権付証券等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして(当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして)転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付証券等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付証券等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして(当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして)上記 に定める転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

( ) 上記 ( ) 乃至 ( ) の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 ( ) 乃至 ( ) にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については、下記(注3)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、下記(注4)の規定に従って現金による精算を行う。

( ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

( ) 上記に定める転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、上記( )の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社ジャスダック証券取引所(当社普通株式の株式会社ジャスダック証券取引所への上場が廃止された上で、当社普通株式が他の証券取引所に上場される場合には、当該他の証券取引所(当該他の証券取引所が複数の場合には、当社普通株式の普通取引の出来高等を考慮して、当社が最も合理的に適切と判断し、本新株予約権付社債の社債権者の同意を得た証券取引所)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

( ) 上記に定める転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、又、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。又、上記( )の株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

上記の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、合理的に必要な転換価額の調整を行う。

( ) 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

( ) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

( ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

#### (注3) 株券の交付方法

当社は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。

(注4) (注2) ( )に定める1株未満の端数が生じた場合は、調整前転換価額から調整後転換価額を減じた額に調整前転換価額により同( )に定める期間内に交付された株式数を乗じた額から同( )の規定に従い交付する株式数に調整後転換価額を乗じた額を差し引いた額を、行使請求する本新株予約権に係る本社債の償還金として、追加で支払う。

(注5) 平成21年6月19日の第三者割当増資において、当該新株予約権付社債の一部が現物出資されております。

(注6) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権で、以下の から までの内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は再編対象会社に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、当該本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付し、再編対象会社が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債にかかる本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の転換価額を(注2)に準じた調整を行ったうえで、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、(注2)の調整に準じた調整を行う。



承継新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額  
 交付される各承継新株予約権の行使に際して出資する目的とされる財産は、当該各承継新株予約権に係る本社債とし、当該各社債の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める価額と同額とする。

承継新株予約権の行使期間  
 上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項  
 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
 上記「株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(八)平成20年5月23日開催取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権付社債の残高	350百万円
新株予約権の数	7個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)1,2,4	19,999株
新株予約権の行使時の払込金額	17,500円
新株予約権の行使期間	平成20年7月10日から 平成24年11月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)2,4	発行価格 17,500円 資本組入額 8,750円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債と本新株予約権のうち的一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の満期日である平成24年11月30日の償還価額と同額とします。 ただし、本新株予約権付社債の社債権者は、その選択により、平成20年7月10日以降、当社に対して、償還すべき日の10営業日以上60営業日以内の事前通知を行い、かつ、当該通知書記載の繰上償還日までに本新株予約権付社債券を償還金支払場所に提出することにより、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有します。 また、交付株式数に転換価額17,500円を乗じた額(ただし、転換価額の調整が行われた場合は調整後の転換価額)を乗じた額が、行使請求する本新株予約権に係る本社債の満期日の償還価額を下回る場合には、本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る当該差額部分を除いたものとし、この場合の当該本社債の価額は当該本社債の満期日の償還価額から当該差額を差し引いた額とします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注1) 新株予約権の目的となる株式の数は、社債の払込金額の総額を、新株予約権行使時の払込金額で除して得られる最大整数とし、1株未満の端数が生じた場合は現金による精算を行います。

(注2) 当社は、次に定めるとおり、新株予約権付社債の転換価額の調整を行う。

新株予約権付社債の発行後、下記に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

( ) 下記 ( ) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、下記 ( ) 記載の証券(権利)の取得と引換え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は下記 ( ) 記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

( ) 当社普通株式について株式分割又は株式無償割当てを行う場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

( ) 下記 ( ) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式、当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は行使することにより当社普通株式若しくは当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、発行される証券(権利)又は新株予約権(以下「取得請求権付証券等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして(当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして)転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付証券等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付証券等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして(当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして)上記 に定める転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

( ) 上記 ( ) 乃至 ( ) の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 ( ) 乃至 ( ) にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については、下記(注3)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、下記(注4)の規定に従って現金による精算を行う。

( ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

( ) 上記 に定める転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、

上記（ ）の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社ジャスダック証券取引所（当社普通株式の株式会社ジャスダック証券取引所への上場が廃止された上で、当社普通株式が他の証券取引所に上場される場合には、当該他の証券取引所（当該他の証券取引所が複数の場合には、当社普通株式の普通取引の出来高等を考慮して、当社が最も合理的に適切と判断し、本新株予約権付社債の社債権者の同意を得た証券取引所））における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

（ ）上記 に定める転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、又、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。又、上記（ ）の株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

上記 の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、合理的に必要な転換価額の調整を行う。

（ ）株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

（ ）その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

（ ）転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

#### （注3）株券の交付方法

当社は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。

（注4）（注2）（ ）に定める1株未満の端数が生じた場合は、調整前転換価額から調整後転換価額を減じた額に調整前転換価額により同（ ）に定める期間内に交付された株式数を乗じた額から同（ ）の規定に従い交付する株式数に調整後転換価額を乗じた額を差し引いた額を、行使請求する本新株予約権に係る本社債の償還金として、追加で支払う。

（注5）当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権で、以下の から までの内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は再編対象会社に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、当該本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付し、再編対象会社が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編成対象会社の承継新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債にかかる本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

承継新株予約権の目的たる再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。

承継新株予約権の目的たる再編成対象会社の株式の数

当該組織再編成行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の転換価額を（注2）に準じた調整を行ったうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。なお、組織再編成行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、（注2）の調整に準じた調整を行う。

承継新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額

交付される各承継新株予約権の行使に際して出資する目的とされる財産は、当該各承継新株予約権に係る本社債とし、当該各社債の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める価額と同額とする。

承継新株予約権の行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年9月30日	-	164,677	-	740,262	-	336,172

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ジャパン・ブレイクスルー・ 2004投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内2-2-2	101,207	61.45
時本 豊太郎	神奈川県横浜市西区	14,401	8.74
熊崎 友久	神奈川県三浦郡葉山町	9,531	5.78
株式会社イーエーディエンドー 建築設計室	宮城県仙台市宮城野区東仙台4-3-47	3,947	2.39
河野 芳隆	東京都港区南青山	2,931	1.77
渡辺 悦子	岡山県岡山市北区平和町	1,465	0.88
株式会社細田協佑社	東京都中央区日本橋1-2-5	1,125	0.68
田中 治夫	三重県津市戸木町	858	0.52
株式会社セキネネオン	茨城県潮来市古高3480-1	790	0.47
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	750	0.45
計		137,005	83.20

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 164,677	164,677	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	164,677		
総株主の議決権		164,677	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	3,800	4,800	11,000	6,980	5,200	8,150
最低(円)	2,605	3,830	3,650	4,750	4,320	4,050

(注) 株価はジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び前第2四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第2四半期会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び当第2四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び前第2四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人トーマツにより四半期レビューを受け、当第2四半期会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び当第2四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けている監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

### 3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	157,313	403,816
受取手形及び売掛金	180,664	173,865
商品及び製品	453,588	508,546
仕掛品	192	333
原材料及び貯蔵品	174,038	161,618
その他	26,654	68,859
貸倒引当金	7,178	7,161
流動資産合計	985,272	1,309,877
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品(純額)	1 127,712	1 140,934
レンタル資産(純額)	1 314,644	1 361,366
リース資産(純額)	1 11,748	1 11,500
有形固定資産合計	1 454,105	1 513,800
無形固定資産		
投資その他の資産	2,804	3,700
その他	74,170	61,488
貸倒引当金	357	357
投資その他の資産合計	73,813	61,131
固定資産合計	530,722	578,633
資産合計	1,515,995	1,888,510
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	24,843	79,985
1年内返済予定の長期借入金	107,002	199,728
1年内償還予定の社債	300,000	400,000
未払法人税等	2,114	1,406
製品保証引当金	26,295	26,703
その他	61,113	36,808
流動負債合計	521,369	744,634
固定負債		
社債	-	50,000
新株予約権付社債	850,000	1,250,000
長期借入金	10,000	30,000
その他	25,681	25,001
固定負債合計	885,681	1,355,001
負債合計	1,407,050	2,099,635
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	740,262	522,975
資本剰余金	336,172	118,884
利益剰余金	967,489	852,984
株主資本合計	108,945	211,124
純資産合計	108,945	211,124
負債純資産合計	1,515,995	1,888,510



(2)【四半期損益計算書】  
 【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
売上高	434,781	360,574
売上原価	251,084	214,622
売上総利益	183,697	145,951
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 454,238	<sup>1</sup> 272,452
営業損失( )	270,541	126,500
営業外収益		
受取利息	770	98
保険差益	-	1,186
還付加算金	-	945
その他	239	151
営業外収益合計	1,010	2,382
営業外費用		
支払利息	4,368	1,797
社債利息	2,618	2,023
その他	1,348	1,513
営業外費用合計	8,334	5,334
経常損失( )	277,866	129,452
特別利益		
貸倒引当金戻入額	646	-
製品保証引当金戻入額	2,075	-
債務免除益	-	15,413
その他	902	27
特別利益合計	3,624	15,440
特別損失		
たな卸資産廃棄損	1,631	-
その他	386	-
特別損失合計	2,017	-
税引前四半期純損失( )	276,259	114,012
法人税、住民税及び事業税	475	493
法人税等調整額	27,075	-
法人税等合計	27,550	493
四半期純損失( )	303,809	114,505

## 【第2四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
売上高	222,619	197,737
売上原価	133,683	123,521
売上総利益	88,935	74,215
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 230,369	<sup>1</sup> 129,894
営業損失( )	141,433	55,679
営業外収益		
受取利息	640	85
保険差益	-	1,186
還付加算金	-	945
その他	51	51
営業外収益合計	691	2,268
営業外費用		
支払利息	2,018	802
支払保証料	-	464
社債利息	1,558	798
その他	618	17
営業外費用合計	4,195	2,083
経常損失( )	144,936	55,494
特別利益		
貸倒引当金戻入額	126	-
賞与引当金戻入額	5,575	-
製品保証引当金戻入額	1,768	-
特別利益合計	7,470	-
特別損失		
たな卸資産廃棄損	988	-
その他	386	-
特別損失合計	1,375	-
税引前四半期純損失( )	138,841	55,494
法人税、住民税及び事業税	237	246
法人税等調整額	27,075	-
法人税等合計	27,312	246
四半期純損失( )	166,154	55,741

## (3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純損失( )	276,259	114,012
減価償却費	59,540	62,766
ソフトウェア償却費	1,477	896
貸倒引当金の増減額( は減少)	7,478	16
製品保証引当金の増減額( は減少)	6,474	408
株式報酬費用	3,662	-
受取利息及び受取配当金	770	98
支払利息	4,368	1,797
社債利息	2,618	2,023
債務免除益	-	15,413
売上債権の増減額( は増加)	443,289	6,798
たな卸資産の増減額( は増加)	2 93,943	2 40,170
未収消費税等の増減額( は増加)	21,309	35,090
仕入債務の増減額( は減少)	333,250	55,142
未払金の増減額( は減少)	26,094	726
未払法人税等(外形標準課税)の増減額( は減少)	1,430	1,171
未払消費税等の増減額( は減少)	3,307	4,631
その他	9,578	16,228
小計	230,825	27,808
利息及び配当金の受取額	770	98
利息の支払額	6,797	3,992
法人税等の支払額	950	950
営業活動によるキャッシュ・フロー	237,802	32,652
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	5,032	-
定期預金の払戻による収入	144,070	30,067
有形固定資産の取得による支出	24,363	584
有形固定資産の売却による収入	-	1,865
投資活動によるキャッシュ・フロー	114,673	31,347
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	170,622	112,726
株式の発行による収入	-	49,518
社債の償還による支出	50,000	150,000
新株予約権付社債の発行による収入	349,890	-
新株予約権付社債の買入償却による支出	100,000	-
リース債務の返済による支出	-	1,924
長期未払金の返済による支出	639	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	28,628	215,131
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	94,500	216,435
現金及び現金同等物の期首残高	514,259	373,748
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 419,759	1 157,313

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第2四半期累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

該当事項はありません。

当第2四半期会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

(四半期損益計算書関係)

前第2四半期会計期間において、営業外費用の「その他」に含めていた「支払保証料」は営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第2四半期会計期間では区分掲記することとしております。なお、前第2四半期会計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「支払保証料」は618千円であります。

【簡便な会計処理】

当第2四半期累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1 固定資産の減価償却費の算定方法

定率法を採用している固定資産については、当事業年度にかかる減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

2 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前事業年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第2四半期累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第2四半期会計期間末 (平成21年9月30日)		前事業年度末 (平成21年3月31日)	
1	有形固定資産の減価償却累計額 614,762千円	1	有形固定資産の減価償却累計額 554,844千円

(四半期損益計算書関係)

第2四半期累計期間

前第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1 販売費及び一般管理費の主なものは次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費の主なものは次のとおりであります。
役員報酬 42,100千円	役員報酬 17,880千円
給料手当 83,656千円	給料手当 60,316千円
賞与 22,719千円	賞与 11,783千円
貸倒引当金繰入額 9,525千円	貸倒引当金繰入額 16千円
荷造運賃 15,238千円	荷造運賃 7,648千円
広告宣伝費 59,159千円	広告宣伝費 32,012千円
支払手数料 37,634千円	支払手数料 34,061千円
支払地代家賃 22,848千円	支払地代家賃 20,929千円
研究開発費 25,503千円	研究開発費 1,082千円
減価償却費 21,313千円	減価償却費 8,916千円

第2四半期会計期間

前第2四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1 販売費及び一般管理費の主なものは次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費の主なものは次のとおりであります。
役員報酬 20,800千円	役員報酬 9,240千円
給料手当 41,710千円	給料手当 28,752千円
賞与 8,725千円	賞与 5,882千円
貸倒引当金繰入額 10,922千円	貸倒引当金繰入額 72千円
荷造運賃 6,694千円	荷造運賃 3,929千円
広告宣伝費 27,436千円	広告宣伝費 11,636千円
支払手数料 24,770千円	支払手数料 14,972千円
支払地代家賃 11,426千円	支払地代家賃 10,460千円
研究開発費 5,167千円	研究開発費 655千円
減価償却費 11,015千円	減価償却費 4,488千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成20年9月30日現在)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成21年9月30日)
現金及び預金 449,794千円	現金及び預金 157,313千円
預入期間が3か月超の定期預金 30,035千円	預入期間が3か月超の定期預金 -
現金及び現金同等物 419,759千円	現金及び現金同等物 157,313千円
2 営業活動によるキャッシュ・フローのたな卸資産の増減額には、たな卸資産からレンタル資産(有形固定資産)への振替金額120,962千円が含まれています。	2 営業活動によるキャッシュ・フローのたな卸資産の増減額には、たな卸資産からレンタル資産(有形固定資産)への振替金額7,429千円及びレンタル資産(有形固定資産)から棚卸資産への振替金額4,920千円が含まれています。

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成21年9月30日)及び当第2四半期累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期会計期間末
普通株式(株)	164,677

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当会計年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、平成21年6月19日付で、ジャパン・ブレイクスルー・2004投資事業有限責任組合から現物出資の方法による第三者割当増資を実施いたしました。また、同日付で、株式会社イーエーディエンドー建築設計室、時本豊太郎氏、熊崎友久氏、河野芳隆氏、渡辺悦子氏から第三者割当増資の払込を受けました。この結果、当第2四半期累計期間において、資本金及び資本準備金がそれぞれ217,287千円増加し、当第2四半期会計期間末において資本金が740,262千円、資本準備金が336,172千円となっております。

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について引き続き賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っておりますが、当第2四半期会計期間末におけるリース取引残高は前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の当四半期会計期間末の契約額等は前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(持分法損益等)

関連会社が存在しないため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
661.57円	4,196.06円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第2四半期会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	108,945	211,124
普通株式に係る純資産額(千円)	108,945	211,124
差額の主な内訳(千円)	-	-
普通株式の発行済株式数(株)	164,677	50,315
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	164,677	50,315

## 2 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

### 第2四半期累計期間

前第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額 6,038.14円	1株当たり四半期純損失金額 993.04円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
四半期損益計算書上の四半期純損失(千円)	303,809	114,505
普通株式に係る四半期純損失(千円)	303,809	114,505
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	50,315	115,308
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	(1)新株予約権付社債第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(額面金額200,000千円) 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(額面金額350,000千円) これらの詳細については、第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況に記載のとおりです。	(1)新株予約権付社債第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(額面金額300,000千円) これらの詳細については、第4提出会社の状況1株式の状況(2)新株予約権等の状況に記載のとおりです。

第2四半期会計期間

前第2四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額 3,302.28円	1株当たり四半期純損失金額 338.49円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
四半期損益計算書上の四半期純損失(千円)	166,154	55,741
普通株式に係る四半期純損失(千円)	166,154	55,741
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	50,315	164,677
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	(1)新株予約権付社債第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(額面金額200,000千円) 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(額面金額350,000千円) これらの詳細については、第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況に記載のとおりです。	(1)新株予約権付社債第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(額面金額300,000千円) これらの詳細については、第4提出会社の状況1株式の状況(2)新株予約権等の状況に記載のとおりです。

(重要な後発事象)

当社は、平成21年10月28日開催の取締役会において、第三者割当による新株式発行及び新株予約権付社債の発行について決議し、同日付にて、割当先である日商エレクトロニクス株式会社と資本提携及び業務提携契約を締結しております。

(1) 発行要領

第三者割当による新株発行

1. 発行する株式の種類及び数 普通株式 31,126株
2. 発行価額 1株につき 金5,300円
3. 発行価額の総額 164,967,800円
4. 資本組入額 1株につき 金2,650円
5. 資本組入額の総額 82,483,900円
6. 募集又は割当方法 第三者割当の方法による
7. 申込期日 平成21年11月17日
8. 払込期日 平成21年11月18日
9. 割当先及び割当株式数
 

日商エレクトロニクス 株式会社	20,754株
株式会社 セキネネオン	3,773株
株式会社 ヴァンクラフト	1,886株
株式会社 スパイススタイルアンドアソシエイツ	1,886株
熊崎 友久	1,132株
河野 芳隆	566株
竹本 尚弘	377株
小崎 享	188株



桐原 威憲	94株
谷 聡雄	94株
杉山 浩一郎	94株
黒田 高広	94株
熊倉 和明	94株
三重野 貴匡	94株
合計	31,126株

10. 調達する資金の具体的な用途

新小型電子看板（ix-board）等のデジタルサイネージ関連事業に係る映像配信システム、ネットワークシステム等の機能改善、機能追加開発の設備資金に充当

第三者割当による第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

1. 募集社債の総額 50,000千円
2. 各募集社債の金額 10,000千円
3. 発行価格 額面100円につき金100円
4. 利率 利息を付さない
5. 申込期日 平成21年11月17日
6. 払込期日 平成21年11月18日
7. 償還期限 平成23年10月31日に社債額面の100%で償還
8. 募集の方法

第三者割当の方法により、全額を日商エレクトロニクス株式会社に割り当てる

9. 物上担保・保証の有無 なし
10. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

種類 普通株式  
数 (注2)

新株予約権の目的となる株式の数は、社債の払込金額の総額を、新株予約権行使時の転換価格で除して得られる最大整数とし、1株未満の端数が生じた場合は現金により精算

11. 新株予約権の総数 5個
12. 本新株予約権に関する事項  
転換価格 5,300円  
転換価格の調整 (注1)
13. 新株予約権の行使期間  
平成22年5月19日から平成23年10月31日
14. 行使の条件 新株予約権の一部行使はできないものとする。
15. 調達する資金の具体的な用途

新小型電子看板（ix-board）等のデジタルサイネージ関連事業に係る映像配信システム、ネットワークシステム等の機能改善、機能追加開発の設備資金に充当

(注1) 当社は、次に定めるとおり、本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う。

本新株予約権付社債の発行後、下記 に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

( ) 下記 ( ) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、下記( )記載の証券(権利)の取得と引換え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される

新株予約権の行使による交付又は下記( )記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

( ) 当社普通株式について株式分割又は株式無償割当てを行う場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

( ) 下記 ( ) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式、当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は行使することにより当社普通株式若しくは当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、発行される証券(権利)又は新株予約権(以下「取得請求権付証券等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして(当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして)転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付証券等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付証券等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして(当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして)上記 に定める転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

( ) 上記 ( ) 乃至( ) の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 ( ) 乃至( ) にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、下記(注2)の規定に従って現金による精算を行う。

( ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

( ) 上記 に定める転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、上記 ( ) の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)

の株式会社ジャスダック証券取引所（当社普通株式の株式会社ジャスダック証券取引所への上場が廃止された上で、当社普通株式が他の証券取引所に上場される場合には、当該他の証券取引所（当該他の証券取引所が複数の場合には、当社普通株式の普通取引の出来高等を考慮して、当社が最も合理的に適切と判断し、本新株予約権付社債の社債権者の同意を得た証券取引所））における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

（ ）上記 に定める転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、又、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。又、上記（ ）の株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

上記 の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、合理的に必要な転換価額の調整を行う。

（ ）株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

（ ）その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

（ ）転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

（注2）（注1）（ ）に定める1株未満の端数が生じた場合は、調整前転換価額から調整後転換価額を減じた額に調整前転換価額により同（ ）に定める期間内に交付された株式数を乗じた額から同（ ）の規定に従い交付する株式数に調整後転換価額を乗じた額を差し引いた額を、行使請求する本新株予約権に係る本社債の償還金として、追加で支払う。

## （2）提携の目的及び理由

今後急速に拡大していくデジタルサイネージのマーケットにおいて当社が業績を上げていくためには、早急に事業基盤を拡大していくことが必要であり、当社における映像コンテンツなどの運営事業、新小型看板（ix-board）などのアセット事業を含むデジタルサイネージ業界全般での事業拡大が必要な状況であります。

そのためには、製品ラインナップの充実、当社の主力マーケットであるパチンコホール業界以外の小売店舗業界への営業力の強化、全国規模でのメンテナンス施工体制の更なる強化を進めていく必要がある中、以前より、デジタルサイネージ業界における情報交換、および案件紹介などの協力関係にあった日商エレクトロニクス株式会社との業務提携が急務であると考えておりました。

また、当社が事業拡大に必要と考える、社会信用力、システム構築力、技術力、サポート力を強みとして有する日商エレクトロニクス株式会社との提携は、当社の強みであるデジタルサイネージ業界におけるノウハウを最大限に発揮できるものであり、今後業界での確固たる地位を築けるものと考えております。

そして、日商エレクトロニクス株式会社との業務提携の一環として資本提携を行うことにより、さらに強固な関係を築くことができると考えております。

## （3）業務提携の内容

当社は、日商エレクトロニクス株式会社と、デジタルサイネージ業界での事業を拡大するため、業務提携契約を締結いたしました。本提携を強力且つ迅速に推進することにより両社および両社グループの企業価値を増大させ、業界においての確固たる地位を獲得することを目的としております。

本提携は、デジタルサイネージ業界において包括的な業務提携を行います。具体的な内容は以下の通りです。

- (1) デジタルサイネージ業界でのワンストップソリューション事業での協業
- (2) 日商エレクトロニクス株式会社ならびに同社グループ会社が提供するデジタルサイネージ
- (3) ディスプレイ販売における協業
- (4) 日商エレクトロニクス株式会社は、当該業務提携契約の一環として、当社の取締役選任および監査役選任に係る普通株主総会決議を条件として、当社に対し、取締役を1名派遣する権利を有するものとする。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月10日

アビックス株式会社  
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 望 月 明 美 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 水 野 雅 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアビックス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第20期事業年度の第2四半期会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アビックス株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月10日

アビックス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 板 谷 宏 之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水 野 雅 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアビックス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第21期事業年度の第2四半期会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アビックス株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年10月28日開催の取締役会において、第三者割当による新株発行及び新株予約権付社債の発行を決議するとともに、同日付にて、割当先である日商エレクトロニクス株式会社と資本提携及び業務提携契約の締結を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。